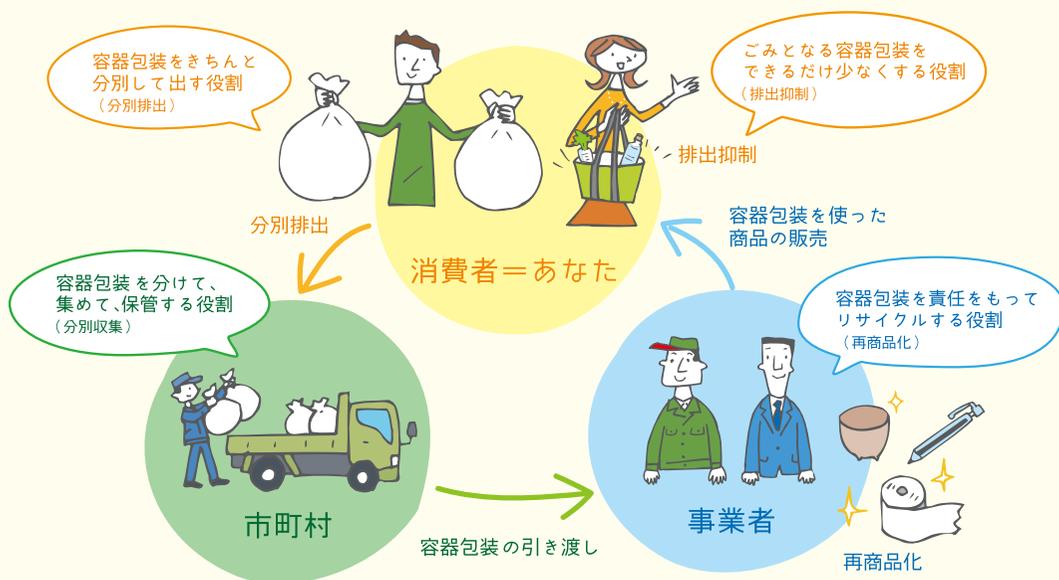


容器包装リサイクル法とは

家庭ごみの半分以上を占める容器や包装を資源としてよみがえらせることを目的に、1995年6月「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」が公布され、1997年4月から施行されました。容器包装のリサイクルには、容器包装を使う事業者、家庭ごみを分別収集する市町村、そして容器包装を家庭から出す消費者、つまり、「あなた」の協力が大切になります。



まず、ごみとなる容器包装をできるだけ少なくすることが一番大切です。そして、容器包装はきちんと分別して出すことが、リサイクルの第一歩となります。ごみをできるだけ減らし、またごみを資源に生まれ変わらせる「主役」は、「あなた」です。

分別収集の対象となる容器包装

ごみとなる容器包装を減らし、またリサイクルするためには、まず消費者が分別収集の対象となる容器包装をしっかりと覚え、きちんと分けて出すことが大切です。

※容器・包装とは、商品を入れたり包んだりしているものです。

下の種類ごとに識別するためのマークが付いています。



※分別収集の対象となる容器・包装の種類や分別区分は、お住まいの市町村によって異なります。